新光電気工業株式会社

所 在 地:長野市小島田町

事業内容:製造業

労働者数:5,275名(男4,169名、女1,106名)



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 令和元年11月1日 ~ 令和4年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 多様なライフプランを受け入れることのできる環境づくりの推進
 - ② 仕事と育児の両立支援に関する制度運用の充実/利用促進
 - ③ 月平均時間外労働時間について30時間以下を維持する

2. 目標に対する取組結果

① 育児短時間勤務制度の適用期間拡大(2020年4月)

不妊治療等を行っている者の労働時間短縮措置(短時間勤務・短日勤務)を導入(2020年7月) フレックスタイム勤務制度の柔軟化

育児等に関する多目的休暇(積立休暇)の柔軟化

- ② 社内イントラ上の周知・各種制度資料の拡充 育児事情を持つ従業員向けワークライフバランスセミナーを実施(2021年3月、2022年3月)
- ③ 毎週水曜日、毎月第2・第4金曜日を一斉退社日とし構内放送で定時退社を呼び掛ける等、時間外労働削減に向けた取り組みを実施(月平均時間外労働:30時間以下を維持)

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業等取得者 13 人 育児目的休暇取得者 91 人

<女性> 育児休業等取得者 18人(出産した女性労働者 19人、育児休業等取得率 94%)

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7)
 - ・小学校1年生の3月31日まで(特別な事情がある場合、小学校6年生3月31日まで)の子を対象とする短時間勤務制度
 - ・小学校6年生の3月31日までの子を対象とする所定外労働の免除措置
 - フレックスタイム制
- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況(特例認定基準8)
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること 45 時間以上の月 0月
 - ② 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと 60 時間以上の者 0人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9)
 - ① 所定外労働の削減措置
 - ・毎週水曜日、毎月第2・第4金曜日を一斉退社日に設定。定時退社徹底を励行する構内アナウンスを実施
 - ・フレックスタイム制勤務
 - ・勤務時間インターバル制度実施
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置

年次有給休暇の計画取得表の策定

→各職場で事前に「年次休暇計画取得表」を作成。各人が記入し、予定・実績管理

- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
 - ・在宅勤務制度の導入
 - ・多目的休暇(積立休暇)の見直し(利用目的の対象拡大、時間単位取得および中抜け可)
 - ・連続出勤日数の制限のルール化
- (4) 出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 100%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組(特例認定基準11)
 - ・若年層向けキャリア形成支援研修の実施
 - ・ 育児休職者職場復帰プログラム(休職中の情報提供及び在宅講習、復帰直後の講習及び相談) の実施
 - ・女性リーダー研修の実施
 - ・上長向け女性リーダー育成研修の実施

5. プラス認定達成状況

- (1) 不妊治療のために利用できる制度(プラス認定1)
 - ・多目的休暇 (積立休暇) 不妊治療等にも利用できる多目的休暇として、年間 5 日付与、最大 20 日まで保有できる賃金 補償 100%の休暇制度(時間単位取得あり、中抜け可能)
 - ・ 半日単位の年次有給休暇
 - ・フレックスタイム制(清算期間1ヵ月、コアタイム無し)
 - ・短時間勤務制度(医師の診断書等を踏まえ、産業医・人事部門・職場・本人ともに合意した場合に治療プランに応じて短時間勤務又は短日勤務を適用)
- (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知(プラス認定2)

令和4年3月31日 社内イントラネットに公表

- (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他労働者の理解を促進するための取組(プラス認定3) 若年層向けキャリア形成支援研修(令和3年3月3日、令和4年1月14日実施)
- (4) 両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況(プラス認定4)

選任した日:令和4年3月28日周知した日:令和4年3月31日

周知方法 : 社内イントラネットに掲載